

益田市農業委員会第35回総会議事録

1. 開催日時 令和5年(2023)5月25日(木) 13:30~15:00
開催場所 益田市役所 大会議室

2. 出席 農業委員(15名)

1番 又賀 保	2番 大畑 美里	3番 須藤 寿人	4番 吉村 太
5番 大庭 清	6番 御神本康一	7番 田中 綾	8番 佐原 晃子
9番 北條 義洋	10番 篠原 栄次	11番 谷本 大輔	13番 柳田 継男
14番 豊田 浩	15番 宮川 有衣	16番 西川 友史	

3. 欠席 農業委員(1名)

12番 豊田 志摩

4. 出席 農地利用最適化推進委員(21名)

増野 六彦	田ノ上武夫	澤江 浩一	山根 健治
寺戸 康人	三浦 尚人	田原 勝美	野村 浩三
永見 浩二	河野 正憲	領家 耕一	和崎 恒義
潮 好介	豊田 繁雄	中島秀一郎	宮内 英之
椋木 孝光	岡崎 定佳	渡邊 豊孝	河野 光好
三浦 和顕			

5. 欠席 農地利用最適化推進委員(3名)

寺戸豊太郎 澁谷 記幸 椋木 昭雄

6. 提出議案

議第206号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第207号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第208号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第209号	農地でないことの確認について
議第210号	農用地利用集積計画の決定について
報第171号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第172号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第173号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

7. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 石田局長、田中局長補佐、吉田指導主任、奥野主任
(美都地域総務課) 田中課長
(匹見地域総務課) 和田課長補佐

8. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 35 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、14 番の豊田 浩委員、15 番の宮川有衣委員、よろしく願いいたします。また、本日の欠席委員は、12 番の豊田志摩委員です。</p> <p>それでは、議事に入ります。はじめに「議案 206 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p> <p>1 番横田町</p>
<p>事務局</p>	<p>本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、横田町の田 1 筆 1,120 m²です。譲り渡し事由は、後継者がおらず市外に居住しており耕作が困難なため、申請地を譲り渡して耕作してもらうため、譲り受け事由は、申請地の近隣に居住して申請地を譲り受けて経営規模の拡大を図るためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p> <p>北條義洋委員</p>	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>9 番北條です。5 月 17 日に領家推進委員と現地確認しました。現地は、前々から耕作放棄地が集中しているところです。譲渡人の〇〇さんは〇〇の隣に実家がありまして、父はゆずを栽培しており、〇〇さんの母と〇〇さんの母は知り合いで、今後出荷したいということでありました。特に問題ありません。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>2 番美都町宇津川</p> <p>本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、美都町宇津川の田 1 筆 1,224 m²です。譲り渡し事由は、遠隔地に居住しており耕作が困難なため、申請地を譲渡して耕作してもらうため、譲り受け事由は、耕作放棄地であった申請地を整備し、柚子などの果樹の栽培を行っていくためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p> <p>佐原晃子委員</p>	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>8 番佐原です。5 月 17 日に河野推進委員と現地確認を行いました。隣に非農地証明願が出ていた案件です。特に問題ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>本日の 3 条申請は 2 件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査</p>

	報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。
佐原晃子委員	1番の件、「主たる農業」とありますが、どんな本業なのでしょうか。
北條義洋委員	9番北條です。いわゆる便利屋さんで、色々なことをされています。
会長	<p>他にはないようですので「議案第206号 農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり許可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは「議案第206号 農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり許可といたします。</p> <p>次に「議題207号 農地法第4条第1項の許可申請について」を議題とします。</p> <p>1番の久城町、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>土地の所在は、久城町の畑 2筆 396㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、浄化槽が設置され、雨水は側溝に流しています。</p> <p>既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p> <p>ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1番又賀です。5月18日に現地確認を行いました。場所は久城の公民館から農協の方に行ったところです。建築年が昭和38年4月と昭和47年の2回あり、以降農地転用手続をされていないことに最近気づかれました。この度始末書を書いて申請されることになりましたが、仕方がないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
会長	2番大谷町
事務局	<p>土地の所在は、大谷町の田 1筆 156㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
御神本康一委員	6番御神本です。5月18日11時から野村推進委員と現地確認を行いました。場所は国道191号の〇〇の山手側になります。駐車場の拡張が目的です。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

<p>会長</p>	<p>本日の4条申請は2件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので「議題207号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は原案どおり許可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは「議題207号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。</p> <p>次に「議題208号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>1番中島町。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中島町の畑 1筆 294㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、公共下水道に接続します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
<p>又賀保委員</p>	<p>1番又賀です。5月13日に大畑委員と現地確認を行いました。現地は〇〇の西で、住宅建設が目的です。公共下水道も整備されており、排水等も問題ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>2番かもしま西町</p>
<p>事務局</p>	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、かもしま西町の畑 1筆 307㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、公共下水道に接続します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
<p>大畑美里委員</p>	<p>2番大畑です。5月13日に又賀委員と現地確認を行いました。場所は〇〇の近くです。個人住宅建設が目的です。</p>
<p>会長</p>	<p>3番かもしま西町</p>

事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま西町の畑 1 筆 307 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、倉庫で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 雨水は側溝に流します。 資金証明については、金融機関の通帳の写しが添付されています。 ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番大畑です。5 月 13 日に又賀委員と現地確認を行いました。隣第 2 番の隣に位置します。雨水は道路側溝に流しており、適当と考えられます。</p>
会長	<p>4 番安富町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、安富町の田 3 筆 1,529 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたします。 転用目的は、太陽光発電施設で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
北條義洋委員	<p>9 番北條です。5 月 19 日に領家推進委員と現地確認しました。現地は〇〇バス停から高津川寄りの民家の後ろで、用水も来ておらずこの一帯は放置され、ほとんど草刈りだけしている場所です。先々月（3月）、この土地の両隣についても申請がありました。土地改良区の意見書も出ており、特に問題ありません。</p>
会長	<p>5 番安富町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、安富町の田 1 筆 1,041 m²です。 以下については整理番号 4 番と同様のため、説明を省略させていただきます。 ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
北條義洋委員	<p>9 番北條です。特に問題ありません。</p>
会長	<p>6 番横田町</p>

事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、横田町の畑 1筆 433㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。 排水は公共下水道に接続し、雨水は側溝に流します 資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。 ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
北條義洋委員	<p>9番北條です。5月18日に領家推進員と現地確認を行いました。〇〇の真裏になります。譲受人は〇〇の出身ですが、〇〇付近のアパートに在住し、益田市内にお勤めです。特に問題ありません。</p>
会長	<p>7番神田町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、神田町の田 3筆 1,972㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたします。 転用目的は、太陽光発電施設で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
篠原栄次委員	<p>10番篠原です。譲渡人はかなり高齢で、以前から草が生い茂っています。周辺には〇〇の太陽光発電パネルが200以上設置されており、耕作従事者とも話し合いを重ねられ、同意が得られています。特に問題ありません。</p>
会長	<p>本日の5条申請は7件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので「議題208号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は原案どおり許可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは「議題208号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は原案どおり承認させていただきます。 次に「議題209号 農地でないことの確認について」を議題とします。</p>

事務局	<p>1. 番馬谷町</p> <p>申請地は馬谷町の合計 2 筆 227 m²です。約 20 年前に時効取得した頃から耕作していないと思われ、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。 ご審議の程よろしくお願いします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
御神本康一委員	<p>6 番御神本です。寺戸推進委員と現地訪問しました。所有者の了解を得て現地に入りましたが、分け入ることができないほど山林化しており、やむを得ないと考えられます。</p>
会長	<p>2 番美都町宇津川</p>
事務局	<p>申請地は美都町宇津川の合計 13 筆 11,341 m²です。昭和 48 年頃から耕作しておらず、原野化、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。 ご審議の程よろしくお願いします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
佐原晃子委員	<p>8 番佐原です。5 月 18 日に河野推進委員と訪問しました。建設中の〇〇ダムの周辺で所有者は〇〇へ転出しています。現地は藪・山林化しており農地への復旧は困難な状況です。</p>
会長	<p>本日の 5 条申請は 2 件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それではないようですので、「議題 209 号 農地でないことの確認について」は原案どおり許可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは「議題 209 号 農地でないことの確認について」は原案どおり許可といたします。</p> <p>次に「議題 210 号 農用地利用計画の決定について」を議題とします。</p> <p>今月の農用地利用集積計画は、利用権設定の新規が 8 件、再設定が 3 件、農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が 2 件の合計 13 件です。</p> <p>今月の農用地利用集積計画は、議事参与関係の方がおられますので整理番号 4 番から審議します。</p> <p>議事参与の中島委員は退出をお願いします。</p> <p>※中島推進委員退出</p> <p>それでは事務局の説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>申請地は、有田町の田 1 筆 1,965 m²です。</p>

会長	3年の使用貸借権設定です。
谷本大輔委員	担当地区委員の調査報告をお願いします。
会長	11番谷本です。美濃地区担当の豊田委員が欠席のため説明します。所有者の〇〇さんが高齢で耕作できなくなったため、耕作力のある〇〇さんをお願いされたものです。特段の問題はありません。
会長	よろしいでしょうか。 (はい、の声) ※中島推進委員入室
事務局	5番市原町 申請地は、市原町の田1筆 712㎡です。 7年7ヶ月の使用貸借権設定です。
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
椋木孝光推進委員	推進委員の椋木です。場所は〇〇トンネルから2km程〇〇方面に向かったところです。以前は〇〇が耕作していましたが、この後の報告第172号にありますように、解約されることになりました。依頼者は遠方に居住しており、耕作を〇〇氏にお願いされたものです。特に問題はありません。
会長	6番美都町都茂 7番美都町久原 8番美都町久原 9番美都町久原
事務局	6番～9番にかけては借り手が一緒なので一括して説明します。 申請地は、美都町都茂の田5筆 3257.10㎡及び美都町久原の田17筆 17,697.2㎡です。 6番、7番、9番については、9年9ヶ月、8番については、9ヶ月の使用貸借権設定です。
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
永見浩二推進委員	推進委員の永見です。〇〇さん以外、場所は〇〇の一角になります。2月頃に〇〇から事務局へ、何人かの所有者から借り受けて耕作したいと相談がありました。事務局より、適切な利用権設定の手続きが必要な旨を伝え、その後所有者と連絡を取り、書類の準備を進めてきました。1週間前に現地確認したところ、今のところ田植えができる状況ではないです。昨年秋に植えた麦を栽培しています。令和5年度の作付品目は未確認です。
会長	10番美都町宇津川

事務局	申請地は、美都町宇津川の田1筆 1,320㎡です。 4年10ヶ月の使用貸借権設定です。
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
河野正憲推進委員	美都地区の河野です。これまでの相対契約が期間満了となり、前耕作者が亡くなられたため、〇〇さんに引き続いての耕作について了解を取られた案件です。
会長	11番匹見町道川
事務局	申請地は、匹見町道川の田2筆 1,767㎡です。 4年10ヶ月の貸借権設定です。
会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
三浦和頭推進委員	道川の三浦です。5月16日に聞きに行ったが、れんこん部会の生産終了によるもので、現地確認した際には田植えは終わっていました。
会長	以上、新規設定の説明がありましたが、お気づきの点等ありましたらお願いします。
谷本大輔委員	整理番号6,7,8はかなりの面積になるが、〇〇とはどういう会社なのでしょうか。
永見浩二推進委員	推進委員の永見です。私の知る範囲でしかお答えできませんが、〇〇の代表者であった〇〇さんの息子さんが、〇〇から独立されて経営されています。山間部の条件の悪い圃場を多数扱っており、地域農業の有望な後継者です。当初は米のみであったものの、現在では米以外に大豆、麦の生産も行っています。〇〇以外にも農地があると聞いています。決算報告もHPで公表されており、推進委員としてもサポートしたいと考えています。
事務局	新しい所有者と連絡が取れていない案件については、今月の総会にかけられないが、来月の総会にはかけられるよう指導していきます。
会長	できるだけ早く審議にかけるように。他にはよろしいか。 (なし、の声) 次に第210号、一括方式の審議を行います。 1番飯田町 2番飯田町
事務局	申請地は、飯田町の畑2筆 548㎡です。 9年7ヶ月の貸借権設定です。 一括方式1,2番については所有者が同じ方になります。
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。

須藤寿人委員	<p>3番須藤です。所有者の〇〇氏は農業に意欲的でしたが、昨年か一昨年に親を亡くされたことで耕作の意欲がなくなり、そこで、〇〇で一番というくらい畑を持っている〇〇氏が耕作を申し出たものです。特に問題はありません。</p>
会長	<p>本日の一括方式は2点でございます。 他にお気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので、「議題 210号 農用地利用集積計画の決定について」は許可とさせていただきます。 続きまして報告事項に入らせていただきます。</p>
事務局	<p>報第 171 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について 届出件数は、23 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 1 件となっています。</p> <p>報第 172 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について 届出件数は 3 件です。解約理由は、1 番は農地の贈与のため、2 番 3 番は営農に専念することができなくなったため、4 番は農地転用許可申請のため、それぞれ合意解約がなされたものです。 報告は以上でございます。</p>
会長	<p>ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それではないようですので、第 35 回総会を終わりたいと思います。</p>